

子ども・子育て関連法本格施行までの現時点での想定イメージ（平成27年度施行を想定） → 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～
主な動き(想定)	*法律公布(8/22)		*4月消費税8%に引き上げ(注1) *保育緊急確保事業実施	*本格施行(注2) *10月消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討 (ニーズ調査・広域調整を含む)		
認可基準(幼保連携型認定こども園) 確認基準		会議等での検討(政省令案は順次公表)	条例の検討 認可・確認事務	
保育の必要性の認定基準		会議等での検討(政省令案は順次公表)		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示 利用者負担の設定	
市町村事業		会議等での検討 (政省令案は順次公表)	条例(注3)の検討 届出受理・事業実施準備	
幼保連携型認定こども園の教育課程 その他の教育及び保育の内容に関する事項 (幼保連携型認定こども園保育要領(仮称))		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討(政省令案は順次公表)	保育緊急確保事業の実施	
制度管理システムの導入		制度管理システムの調査・検討	システム導入	
地方版子ども・子育て会議		自治体で 事業計画等を調査審議		
幼保連携型認定こども園の職員の資格 (保育教諭)		資格の併有促進策の推進		
実施体制		子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府) 自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 自治体において一元的実施体制を整備
その他		保育の需給状況の把握	入所手続	
		附則検討規定・付帯決議等に基づく各種検討の実施(例:次世代法の延長、保育士等の処遇改善・人材確保方策等)		

(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。